

非常災害対策計画

令和7年7月

医療法人信誠会

介護医療院 苺部太陽の家

目次

第1	計画策定の目的	2
第2	施設の立地条件（環境）	2
1	1 地形的特徴	2
2	2 風水害関係指定	3
第3	災害に関する情報の入手方法	3
1	1 情報収集	3
2	2 防災気象情報等の入手方法	4
3	3 その他情報入手経路	4
第4	災害時の連絡先及び通信手段の確認	5
1	1 関係機関（自治体、関係団体等）との連絡	5
2	2 利用者家族との連絡	5
3	3 職員との連絡	5
第5	避難を開始する時期、判断基準	6
第6	避難場所、避難方法、避難経路	6
1	1 施設内・敷地内へ避難する場合	6
	(1) 避難場所	6
	(2) 避難方法	6
	(3) 避難経路	7
2	2 施設外へ避難する場合	8
	(1) 避難場所	8
	(2) 避難方法	8
	(3) 避難経路	9
第7	災害時の人員体制、指揮系統	10
1	1 災害時の人員体制	10
2	2 災害時の指揮系統	11
3	3 災害時の参集方法	11
4	4 避難に必要な職員数	11

第1 計画策定の目的

この計画は、「介護医療院苅部太陽の家」における、地震、風水害等の対策について必要な事項を定め、被害の予防と軽減を図り、利用者や職員の安全を確保するために作成した。

なお、この計画は、運営会議での検討や避難訓練の実施結果などを踏まえ、随時見直す。

第2 施設の立地条件（環境）

1 地形的特徴

本施設は、小山市の南西部に位置し、田畑や果樹園が多い平坦な地域である。西側約 2.5km には思川が流れているが、洪水浸水想定区域内には位置していない。
付近に山は無く、土石流やがけ崩れによる災害のない地域である。

①施設近隣の平面図



②施設近隣の断面図



顕著な高低差なし。田畑があるため、周辺の建物の方が高くなっている。

項目	数 値	備 考
川（思川）までの距離	約 2.5km	浸水想定区域外
避難所（間々田東小学校）までの距離	約 2 km	移動時間：車で約 4 分（徒歩で約 30 分）
避難所までの高低差	なし	高低差なし
がけ崩れ予想箇所	なし	

2 風水害関係指定

本施設は、洪水浸水想定区域内には位置していない。

第 3 災害に関する情報の入手方法

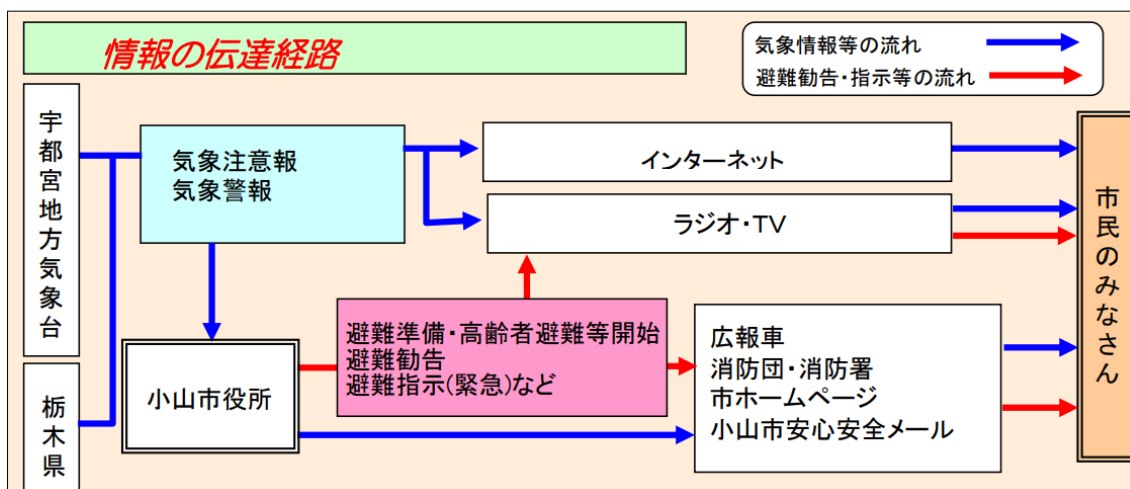
1 情報収集

情報班は、指示に基づき、次の情報を収集する。

- ・大雨洪水注意報・警報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報
- ・近隣の河川の水位、及び氾濫情報
- ・警戒レベル情報



2 防災気象情報等の入手方法



土砂災害に関する情報提供

- まずはテレビやラジオ等で気象情報を確認しましょう。
 - 栃木放送 (CRT) 周波数 1530KHz
 - RADIO BERRY (FM栃木) 周波数 76.4MHz
 - NHK FM 周波数 80.3MHz
- 雨が強くなってきたら、電話やインターネットでも確認しましょう。
 - 気象庁HP <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
 - 宇都宮地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/utonomiya/>
 - 国土交通省リアルタイム川の防災情報HP <http://www.river.go.jp/>
 - とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報HP <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp>
携帯URL <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m>
 - とちぎ土砂災害警戒情報 http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/dosha_keikai/

3 その他情報入手経路

情報	収集方法
情報全般	小山市防災ポータル (https://bosai.city.oyama.tochigi.jp/)
施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 (ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)
施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設職員による目視 (ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

第4 災害時の連絡先及び通信手段の確認

1 関係機関（自治体、関係団体等）との連絡

「介護医療院 自然災害 BCP」を参照。

2 利用者家族との連絡

利用者台帳（利用者一覧）を作成。データと必要に応じて印刷し保管する。

(1) 利用者台帳出力方法

Wiseman より行う。

「医療事務管理システム」→「随時帳票(C)」→「患者台帳抽出一覧」

(2) データの保管場所

Wiseman 使用端末に保管する。

「共有」→「委員会」→「BCP」→「介護医療院 BCP」
→「自然災害 BCP 計画書」フォルダ*

3 職員との連絡

LINE WORKS を使用し、情報の共有を行う。必要に応じ、安否確認アンケートを実施する。

第5 避難を開始する時期、判断基準

「警戒レベル3」即ち、市町村が発令する「避難準備・高齢者等避難開始（避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難をする）」に当施設が相当した場合。

<避難情報等>			<防災気象情報>	
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} <small>※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）</small>	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等	
警戒レベル4 全員避難	速やかに危険な場所から避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内 <small>のより安全な場所に避難</small> しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ^{※3} <small>※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（市町村が発令）</small>	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等	
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人 <small>(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)</small> とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等	
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。	
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)		

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

第6 避難場所、避難方法、避難経路

1 施設内・敷地内へ避難する場合

(1) 避難場所

第1 避難場所：1・2階食堂、2階屋上、非常階段踊り場

第2 避難場所：自施設駐車場

(2) 避難方法

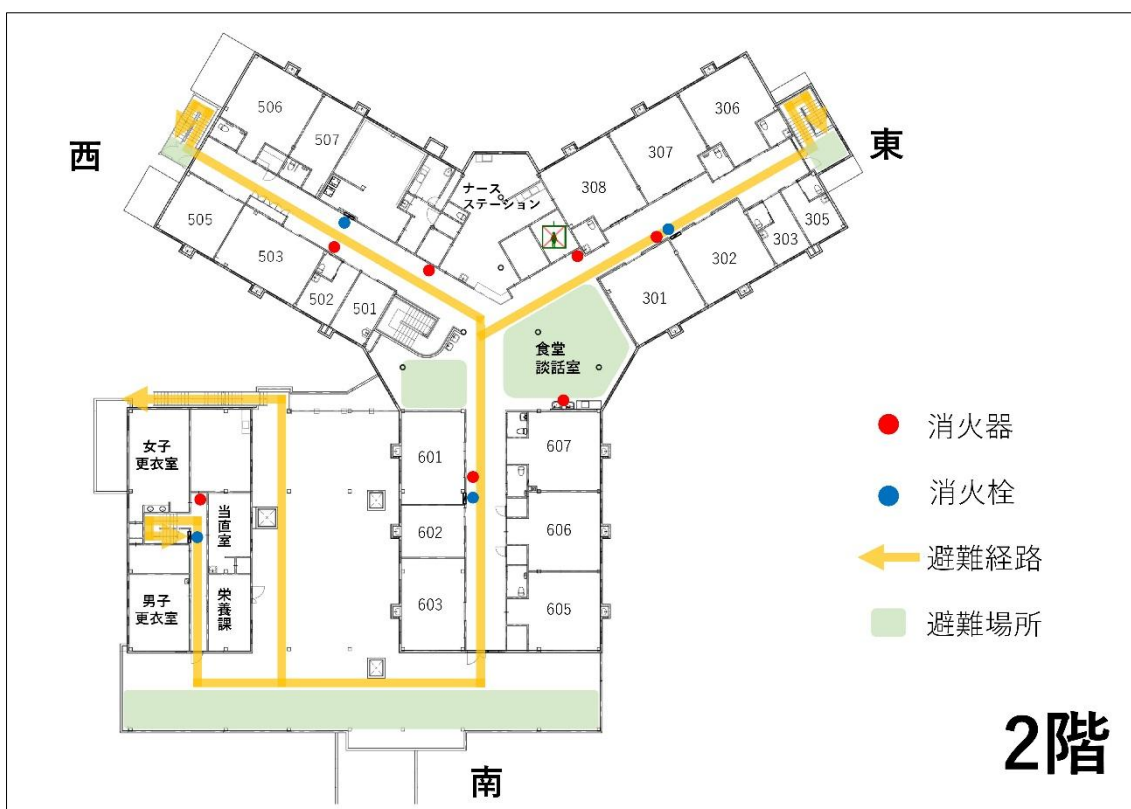
利用者の特性や緊急性に合わせ次のとおりとする。

・車椅子 ・ストレッチャー ・ベッド ・毛布 ・シーツ

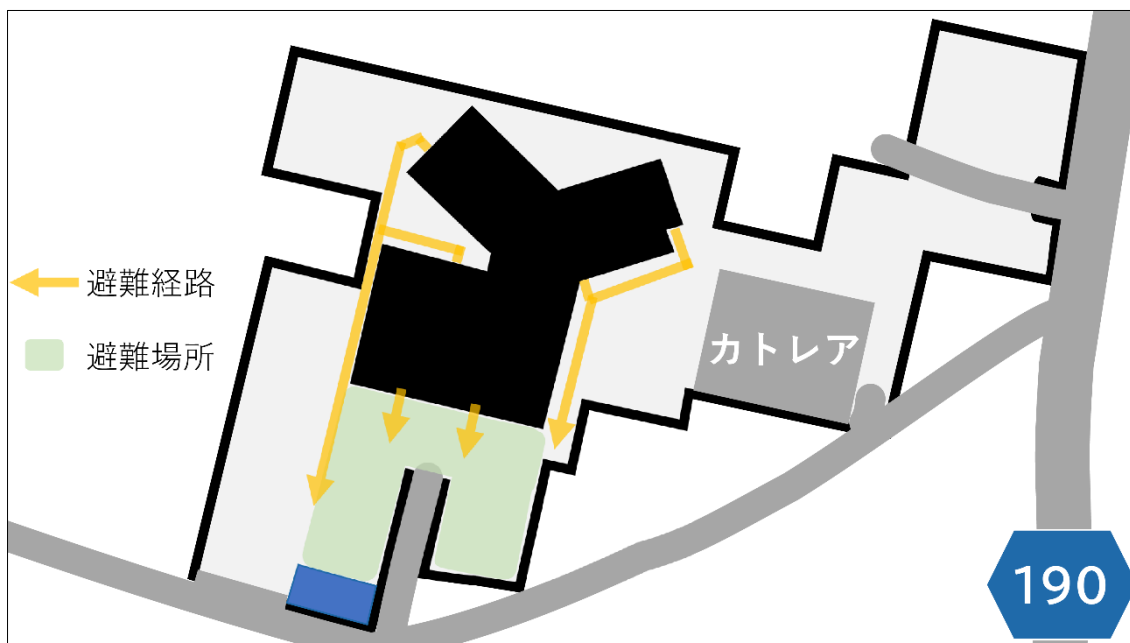
※必要に応じ、背負い搬送を行う。

(3) 避難経路

①施設内経路図



②敷地内経路図



2 施設外へ避難する場合

(1) 避難場所

間々田東小学校

(2) 避難方法

本施設内での移動は、利用者の特性等に合わせ次の方法とし、避難支援班が利用者を玄関前のロビーに集合させる。

・車椅子 ・ストレッチャー ・ベッド ・毛布 ・シーツ

※必要に応じ、背負い搬送を行う。

本施設から「間々田東小学校」への避難には、本施設の社用車や必要に応じ職員の自家用車を使用する。また、緊急性に応じ、介護タクシーや行政、警察などにも車両の派遣を依頼するほか、医療行為や医療的ケアを必要とする利用者の場合、利用者が高度な医療を必要とする事態が発生した場合は、救急車の出動を要請するなど当該利用者にとって最も適切な場所へ避難させる。

※ピストン搬送する場合、軽傷者から搬送する方が時短となる

(3) 避難経路

避難経路①

所要時間

車 約4分

徒歩 約30分



避難経路②

所要時間

車 約7分

徒歩 約45分



※医療行為や医療的ケアを必要とする利用者の場合、利用者が高度な医療を必要とする事態が発生した場合は、救急車の出動を要請するなど当該利用者にとって最も適切な場所へ避難させる。

第7 災害時の人員体制、指揮系統

1 災害時の人員体制

災害発生時の人員体制（役割分担）は、「介護医療院 自然災害 BCP」内の「様式1：推進体制の構成メンバー」(下表)で定めた体制に則り、各職員が担当業務を遂行できるよう、平時からの訓練および情報共有を徹底する。

▼推進体制の構成メンバー（介護医療院 自然災害 BCP を参照）

2 災害時の指揮系統

被災のおそれが高まった場合や被災時は、対策本部長（施設長、副施設長）が責任者となり対策に取り組む。

- ①対策本部長は、災害対策業務を総括する。
- ②事務局長は対策本部長を補佐し、本部長に事故があった際には、その職務を代理する。
- ③各班の班長は、対策本部での決定あるいは対策本部長の指揮に従い、各班の活動を統括して対策に取り組む。
- ④各班員は、班長の指揮に従い災害対策に取り組む。

3 災害時の参集方法

(1) 参集の基本方針

- ・家族の安否確認を優先しつつも、利用者の安全確保が必要なため、可能な限り職員の参集を求める。
- ・参集を求められた職員は自らの安全を確保した上で、可能な限り速やかに参集する。
- ・悪天候、地震などにより道路事情が悪化している場合は、無理な出勤は避ける。

(2) 参集対象職員

- ・推進体制の構成メンバーに割り当てられた職員を中心に、常勤・非常勤問わず、協力できる職員は参集を求める。
- ・夜間、休日であっても、緊急時は当直者に加え、必要に応じて当番制・ローテーション制での応援を行う。

(3) 参集時の交通手段

- ・公共交通機関の利用者の場合、運休に備えて徒歩・自転車での参集も想定しておく。
- ・自家用車を利用する場合は、駐車場所や通行ルート、ガソリン残量管理も含めて周知する。

(4) 連絡体制

- ・LINE WORKS を使用しての情報伝達、共有を基本とする。
- ・LINE WORKS による「安否確認アンケート」を必要に応じて実施する。

(5) 参集困難時の対応

- ・参集できない場合は、LINE WORKS や電話を使用して速やかに連絡し、状況を報告する。
- ・必要に応じて、近隣施設・法人内事業所との応援体制も活用する。

4 避難に必要な職員数

避難支援に必要な職員数については、対策本部長が現場職員から不足人員数を聴取し、状況に応じて応援要請や参集指示を行うことで、速やかに必要人員の確保を図る。